おやさと研究所嘱託研究員 天理大学非常勤講師

八木 三郎 Saburo Yagi

「碍」の字表記問題再考(10)

障害に関する用語改正

1982年(昭和57)に「障害に関する用語の整理に関する法律」が制定され、わが国の162の法律で用いられていたさまざまな障害の表記が改正された。この法律によって、明治、大正、昭和時代に作られた各種法律での障害に関する表現が時代に則したものへと改正されたのである。制定に至る経緯を国会衆議院内閣委員会の資料に基づき、障害の表記についての政府の見解を確認しておきたい。

障害に関する用語の整理に関する法律

次に示す文章は 1982 年(昭和 57)4 月 27 日の「第 96 回 国会衆議院内閣委員会」での議事録の一部である。

田邉国務大臣

国際障害者年を契機として、障害者に関する国民の理解が高まってまいりましたが、障害に関する法令上の用語のうち不適当なものを改めることは、障害者に対する国民の理解を一層深め、障害者に関する対策を推進する上で大きな意義を有するものと考えております。このため、政府においてはさきの第94回国会において、法律上の「つんぼ」「おし」及び「首」という三つの用語を改めるため、関係法律の改正案を提案し、国会の御賛同を得て可決成立を見たところでありますが、今回、これに加えて「不具」「廃疾」等の用語を改めることとし、本法律案を提案いたした次第であります。(略)第一は、恩給法等において用いられている「不具廃疾」という用語を「障害」「重度障害」「心身障害」「重度心身障害」等と改めるものであります。

第二は、船員保険法等において用いられている「廃疾」という用語を「障害」「傷病」等と改めるものであります。 第三は、児童福祉法、公職選挙法等において用いられている「不 具奇形の児童」「不具」等の用語を「身体に障害又は形態上の 異常がある児童」「身体の障害」等と改めるものであります。 第四は、火薬類取締法及び放射性同位元素等による放射線 障害の防止に関する法律において用いられている「白痴者」 という用語を、「それぞれ精神薄弱者であって政令で定め る程度の障害の状態にあるもの」及び「重度精神薄弱者」 と改めるものであります。

第五は、その他所要の改正を行うものであります。 また、改正の対象となる法律は、恩給法等総計百六十二件 であります。

なお、この法律は、昭和五十七年十月一日から施行することといたしております。

以上が障害に関する用語の法律改正の趣旨と概要である。これによって、各種法律において不適当な表現と見なされていた障害の表記がすべて改正されたのである。その法律の数は 162 件に及んでいる。具体的には、「不具廃疾」は 18 件の法律、「廃疾」は 142 件の法律、「白痴」は 2 件の法律となっている。またその法律を擁する関係省庁は、大蔵省(現財務省)が 39 件、自治省(現総務省)が 36 件、厚生省(現厚生労働省)が 31 件、運輸省(現国土交通省)が 17 件、文部省(現文部科学省)が 13 件となっている。改正された各法律での文言事例は次の通りである。

日本育英会法

第十六条ノ四第一項 「不具廃疾」を「心身障害」に改める。

簡易生命保険法

第六条第一項「廃疾保険金に係る」を「特例として保険金 支払等を行う」に改める。

地方公務員法

第四十五条第一項「廃疾」を「障害の状態」に改める。

公職選挙法

第四十九条第一項「不具」を「若しくは身体の障害のため」 に改める。

火薬取締法

第二十三条第二項「白痴者」を「精神薄弱者であって政令 で定める程度の障害の状態にあるもの」に改める。

改正された表記を数例示したが、上記の「精神薄弱」の用語は1998年(平成10)に再度「知的障害」と改正され、現在に至っている。

また、第96回国会衆議院内閣委員会における国務大臣の冒頭陳述のなかで、法律上の「つんぼ」「おし」及び「盲」という三つの用語を改めたと議事録にあるが、これについても触れておきたい。改正された時期は1981年(昭和56)の第94回国会においてである。この年は国際連合が定めた国際障害者年のときである。従来、医学関連法のなかで用いられていた障害表記を改正したものである。その法律は、「医師法」「歯科医師法」「保健婦助産婦看護婦法」「歯科衛生士法」「毒物及び劇物取締法」「診療放射線技師及びエックス線技師法」「歯科技工士法」「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」「優生保護法」である。

これらの法律で用いられていた障害表記が「つんぼ」「おし」及び「盲」である。改正された法律上の新たな表記は、「つんぼ」が「耳が聞こえない者」とし、「おし」は「口がきけない者」、そして「盲」は「目が見えない者」となった。改正の趣旨に関しては、第96回の改正時と同様に「障害に関する不適当な用語を改めることは、障害者に対する国民の理解を一層深め、障害者に関する対策を推進する上で大きな意義を有する」としている。こうした政府の動きに対して、報道関係などでは法令改正に従い、「つんぼ」は耳が聞こえない人、もしくは耳の聞こえない人、耳の不自由な人、聴覚障害者、聴力に障害のある人、聾者、ろうの人などと多様な表記に変更している。いっぽう、「おし」は不適当用語とみなされ、用いられることがなくなった。「盲」は、目が見えない人、目の見えない人、視覚障害者、盲人などと言い換えがなされるようになった。

国際障害者年以降は、社会の人権意識も高まり、マスメディアなどでは偏見や差別的な発言、文章での表記については慎むべきとして、用語規制集などを作成している。

今回紹介した国会議事録で強く語られていることは、「不適 当用語を改正することを通じて社会が障害者問題に目を向ける こと」「日常生活のなかで飛び交う不用意な差別語に対して、 社会や学校で、また家庭においての不断の教育が不可欠」「障 害に対する啓発の努力を怠れば、この社会には差別語が蔓延し てしまう」「日常での差別語を蔓延させることのないよう、そ れぞれが声をあげて差別用語は正していくべき」という社会の あるべき姿についての熱き議論であった。

[引用·参考資料]

衆議院内閣委員会『第96回国会衆議院内閣委員会議事録』、1982年。